

令和8年（フ）第1号

北海道阿寒郡鶴居村字幌呂原野南四線37番3
破産者 有限会社明笑舎

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

釧路地方裁判所民事部

令和6年（フ）第156号

北海道帯広市西20条南3丁目27番2号
破産者 有限会社高田呉服店

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年（フ）第24号

北海道帯広市西2条南9丁目10番地
破産者 酒菜道場株式会社（屋号・別名称 弁慶）

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年（フ）第36号

宮城県柴田郡川崎町大字川内字七曲山176—9

破産者 株式会社ひらつか

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所大河原支部

令和7年（フ）第122号

宮城県石巻市駅前北通り四丁目7番18号コートアルファムーンⅠ、205号

破産者 株式会社オフィスK

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和8年（フ）第467号

東京都三鷹市牟礼4丁目22番18号ハイツムサシノW201

破産者 河村 真也

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第481号

東京都調布市布田3丁目52番地15
破産者 木谷 壮治

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第701号

東京都八王子市川口町629番地
破産者 小林 充

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第752号

東京都あきる野市秋川四丁目14番地15セレーナデハウス202号

破産者 土屋 隆俊

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第770号

東京都八王子市長沼町1305番地16クレアール405号

破産者 昌山 夏実

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年（フ）第807号

東京都調布市菊野台3丁目51番地247パークハウスザガーデンC—411

破産者 吉山 貴裕

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第2189号

神奈川県大和市上和田2493番地
破産者 株式会社成和工業

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第3213号

横浜市鶴見区東寺尾6丁目20番52号
破産者 有限会社菅沼自動車興業

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第746号

東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番3号
破産者 株式会社ブレインリンク

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所第3民事部

令和7年（フ）第207号

東京都世田谷区野沢四丁目1番7—1303号
破産者 合同会社SPECT MORAL i a

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第1433号

京都市右京区西京極河原町35番地1ネバーランド西京極607

破産者 鈴木工務店株式会社

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

令和8年（フ）第43号

愛知県一宮市大和町苅安賀字火口上98番地1
アリビオ102号、前住所三重県桑名市市長島町
殿名859番地7

破産者 長尾 倅平

- 1 決定年月日 令和8年7月10日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第285号

大阪府泉佐野市中庄1458番地の2

破産者 武本 真人

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第678号

大阪府和泉市伯太町六丁目10番20—608号

破産者 柿本 謙二

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年（フ）第379号

奈良県生駒郡三郷町城山台1丁目1番2—201号

破産者 井 貴之

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。

奈良地方裁判所破産係